

バイオガス購入要領

平成20年4月1日実施

東京瓦斯株式会社

バイオガス購入要領 目次

I	基本事項	1
1	はじめに	1
2	用語の定義	1
3	引受条件	1
II	契約の申込み	3
4	バイオガス購入検討の申込み	3
5	バイオガス購入の可否の検討および通知	3
6	バイオガス購入契約の申込みおよび締結	3
III	計量および購入価格等	4
7	計量	4
8	バイオガス購入価格	4
9	必要となる設備等	4
IV	バイオガスの受渡し	5
10	バイオガス受渡しの実施	5
11	バイオガス受渡しの制限等	5
12	損害の賠償	5
V	バイオガス購入契約の継続, 変更および終了等	6
13	バイオガス購入契約の継続, 変更および終了等	6
VI	保安等	7
14	保安責任とその分界点	7
15	権利譲渡の禁止	7
(別表1)	ガスの性状, 圧力基準値とその監視, 記録方法	8
(別表2)	ガスの受入のために必要となる設備	11
●	当社窓口	12
●	供給計画図の閲覧場所	12

I 基本事項

1 はじめに

この要領は、バイオガスの利用促進を図るため、当社が当社の導管においてバイオガスを購入する一般的かつ原則的な事項について定めたものです。なお、詳細な利用条件等については、別途当社までお問い合わせ下さい。

2 用語の定義

この取扱い要領において使用する用語の意味は、次のとおりといたします。

- ① 「バイオガス」とは、バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるものであり、原油、天然ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除くもの)から発生するまたは由来する可燃性ガスをいいます。
- ② 「バイオガス購入依頼者」とは、バイオガスの購入を当社に依頼する方(購入申込みをする方、購入に向け当社と協議を行う方、当社と購入に関する契約締結を行う方を含みます。)をいいます。
- ③ 「バイオガス購入契約」とは、バイオガスの受渡しについて、当社とバイオガス購入依頼者で締結する基本契約および年次契約をいいます。
- ④ 「基本契約」とは、当社とバイオガス購入依頼者との間のバイオガス受渡しに関する基本的事項を定める契約をいいます。
- ⑤ 「年次契約」とは、基本契約にもとづいて当社とバイオガス購入依頼者との間のバイオガス受渡し上の細目的事項を定める各年次ごとの契約をいいます。
- ⑥ 「受入地点」とは、当社がバイオガス購入依頼者の所有するバイオガスを当社の導管に受け入れるガスの受渡地点をいいます。

3 引受条件

当社が、バイオガスを購入するにあたっては、以下の条件に適合したものであることが必要となります。

- ① バイオガスの受入が、供給計画図に示す当社の高圧導管(運用圧力1メガパスカル以上の導管)または中圧導管(運用圧力0.1メガパスカル以上1メガパスカル未満の導管)において行われるものであること。
- ② 受入するバイオガスの量その他の受入条件が、当社の導管能力の範囲内であること、および当社導管系統運用上において当社のガス供給の事業の遂行に支障を生じさせないものであること。
- ③ 受入するバイオガスの性状と圧力が別表1に定める基準を満たし、当社の需要家のガス使用に悪影響がないこと。

- ④ 受入するバイオガスが、受入地点において、当社の導管への注入に必要十分な圧力を有すること。
- ⑤ バイオガス購入依頼者において、バイオガスの受入地点に原則として別表2に掲げる設備等(個別のケースごとに最大流量等に応じてその具体的内容を決定するものとし、基本契約で定めます。)を設け、常時監視が行えること。
- ⑥ バイオガス購入依頼者において、保安上またはバイオガスの安定供給上必要な場合には、緊急遮断を含め迅速な対応が可能な体制・設備を有すること。
- ⑦ その他当社が必要とする条件を満たすこと。

II 契約の申込み

4 バイオガス購入検討の申込み

- (1) バイオガス購入依頼者は、あらかじめこの取扱い要領を承諾いただくとともに当社と事前協議をしていただいたうえ、次の事項を明らかにして当社にバイオガス購入検討の申込みをしていただきます。
- ① 希望される受入地点
 - ② 希望される受渡量
 - ③ 希望される受渡し開始時期および終了時期
 - ④ 最大流量(1時間あたりの最大のガスの流量)
 - ⑤ 流量変動(一日の1時間あたりのガスの流量変動)
 - ⑥ バイオガスの性状と圧力
 - ⑦ その他当社が必要とする事項
- (2) 当社は、バイオガス購入検討にかかる費用については、バイオガス購入依頼者にご負担いただきます。

5 バイオガス購入の可否の検討および通知

当社は、4の申込みがあった場合には3の引受条件にもとづきバイオガス購入の可否を検討し、その検討結果、購入価格の概算および検討費用をバイオガス購入依頼者に文書で通知いたします。

6 バイオガス購入契約の申込みおよび締結

- (1) バイオガス購入依頼者は、当社が5の検討結果の通知において、バイオガス購入が可能とした場合に限り、当該通知内容にもとづきバイオガス購入契約の締結について当社と協議を行うことができます。
- (2) 基本契約期間は、当社のガスの供給計画の期間(5年間)内とします。
- (3) 基本契約および年次契約は、バイオガス受渡し開始の1ヶ月前までの間に締結いたします。

III 計量および購入価格等

7 計量

- (1) バイオガスの購入量および熱量等の計量の方法は、個別のバイオガス購入契約で定めま
す。
- (2) バイオガスの購入量は、バイオガスの受入地点に当社が設置する取引用計量器により行
うものとし、詳細は個別のバイオガス購入契約で定めます。

8 バイオガス購入価格

- (1) バイオガス購入価格は、当該バイオガスの購入量と同規模の需要における当社ガス販売価
格相当を目安として、個別のバイオガス購入条件に応じて算定するものとし、詳細は個別の
バイオガス購入契約で定めます。
- (2) バイオガス購入料金の支払時期、および支払方法は、個別のバイオガス購入契約で定めま
す。

9 必要となる設備等

- (1) バイオガスの受入に必要となる関連設備等、バイオガスの受入に付帯して当社に新たに発
生する設備投資および費用は原則としてバイオガス購入依頼者の負担とします。
- (2) (1)により、新たに設置した設備の所有権は全て当社に帰属するものとし、

IV バイオガスの受渡し

1 0 バイオガス受渡しの実施

- (1) バイオガス購入依頼者は、当社導管へのバイオガス受渡しの実施に先立ち、年間ならびに月間のバイオガス受入計画、翌日のバイオガス受入計画等をあらかじめ当社に通知していただきます。その詳細は個別のバイオガス購入契約で定めます。
- (2) 当社は(1)により通知を受けた計画の変更を求めることがあります。
- (3) バイオガス購入依頼者は、(1)により提出した計画((2)により当社が変更を求めた場合には変更後の計画)に従ってバイオガスの受渡しを行うものいたします。

1 1 バイオガス受渡しの制限等

- (1) バイオガス購入依頼者は、受入地点において当社に受け渡すバイオガスの性状、圧力がバイオガス購入契約と相違する場合は、当社導管に受入する地点における当社へのバイオガスの受渡しをすみやかに中止していただきます。
- (2) 当社は次の事由のいずれかに該当する時には、バイオガス受渡しの制限または中止をする場合があります。その際は、当社はすみやかにその旨をバイオガス購入依頼者にお知らせいたします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。
 - ① 災害等その他の不可抗力が生じた場合
 - ② ガス工作物に故障が生じた場合
 - ③ ガス工作物の修理その他工事施工(計量器等の点検、修理、取替等を含みます。)のため必要がある場合
 - ④ 法令の規定による場合
 - ⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ⑥ 保安上またはガスの安定供給上必要な場合
- (3) 当社は、(1)(2)によりバイオガスの受渡しを制限または中止した場合において、その理由となった事実が解消された場合は、制限または中止を解除し、その取扱いについてバイオガス購入依頼者と協議します。

1 2 損害の賠償

- (1) バイオガス受渡し等に伴い、当社が損害を受けた場合は、バイオガス購入依頼者にその損害を賠償していただきます。
- (2) バイオガスの受渡しに伴いバイオガス購入依頼者が損害を受けても、その損害が当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社はその賠償の責任を負いません。

V バイオガス購入契約の継続, 変更および終了等

1.3 バイオガス購入契約の継続, 変更および終了等

- (1) バイオガス基本契約期間満了後も継続してバイオガス購入契約を希望される場合は, 契約で定める日までに再度バイオガス購入検討を申し込んでいただきます。
- (2) 基本契約期間中にバイオガス購入契約の変更を希望される場合は, 契約で定める日までに再度バイオガス購入検討の申込みをしていただきます。
- (3) 基本契約期間満了前にバイオガスの受渡しを終了しようとする場合は, 契約で定める日までに終了の期日を通知していただきます。
- (4) 当社は, 引受条件に適合しなくなった場合または個別のバイオガス購入契約で定める事由に該当する場合は, バイオガス購入契約を解約します。

VI 保安等

1.4 保安責任とその分界点

- (1) 当社とバイオガス購入依頼者とは(2)に定める責任の分界点に応じてそれぞれ保安の責任を負います。
- (2) バイオガス受渡しにおける保安の責任の分界点は, 受入地点とし, 詳細は個別のバイオガス購入契約で定めます。

1.5 権利譲渡の禁止

バイオガス購入依頼者は, バイオガス購入契約にもとづき発生する権利および義務を第三者へ譲渡, 移転, または担保の用に供してはならないものとします。

(別表1) ガスの性状, 圧力基準値とその監視, 記録方法

受け入れるバイオガスの性状と圧力基準値は, 以下のとおりとします。なお, 表1から表3にいう「基準値」とは, 受入地点において原則として常時満たすべきガス性状等の上下限值であり, ガス製造設備の運転の基準となる数値です。

表 1. 東京地区他 (45MJ 地区)

項目	基準値	備考
標準熱量 (13A)	45MJ/m ³	ガス事業法の熱量の定義による (月間平均値・総発熱量ベース)
総発熱量 (13A)	44. 20~46. 00MJ/m ³	瞬間値
ウォッベ指数(13A)	52. 7~57. 8	成分含有率(vol%)より, 計算により算出する。計算方法はガス事業法による
燃焼速度 (13A)	35~47	
比重	1. 0未満	
硫化水素	0.00g/m ³	
全硫黄	0.00g/m ³	付臭剤中の硫黄分は除く
アンモニア	検出せず	
付臭剤濃度	8. 0~12. 0mg/m ³	原則として当社と同一の付臭剤を使用する
水素	5. 0vol%以下	
一酸化炭素	0. 05vol%以下	
受入圧力	受入地点の導管運用上の 最高圧力以下であること	流量制御弁の上流でバイオガスの受渡し に十分な圧力を有すること
受入温度	5~30℃	

以下の項目については, ガス製造方法の違い等による差異が大きいため, 個別に協議させていただきます。

- ・ 酸素
- ・ 窒素
- ・ 二酸化炭素
- ・ ガスのノッキング性
- ・ 炭化水素露点
- ・ 水分
- ・ その他の微量成分(油分, 微量元素:V,Pb,Cl 等, ジエン類, 有害成分:ベンゼン, トルエン等)

表2. 甲府地区 (43. 14MJ 地区)、群馬地区 (43. 14MJ 地区)

項目	基準値	備考
標準熱量 (13A)	43. 14MJ/m ³	ガス事業法の熱量の定義による (月間平均値・総発熱量ベース)
総発熱量 (13A)	42. 70~43. 53MJ/m ³	瞬間値
ウォッベ指数 (13A)	52. 7~57. 8	
燃焼速度 (13A)	35~47	
炭化水素成分	メタン+エタン:93%以上 エタン:7%以下 C3以上炭化水素:4%以下	
炭化水素以外の成分	4%以下	詳細成分については別途協議
硫化水素	0. 00g/m ³	
全硫黄	0. 00g/m ³	付臭剤中の硫黄分は除く
アンモニア	こん跡	
付臭剤濃度	8. 0~12. 0mg/m ³	原則として当社と同一の付臭剤を使用する

水分, 炭化水素以外の成分内訳, 炭化水素露点, 微量成分については, ガス製造方法の違い等による差異が大きいいため, 個別に協議させていただきます。

表1から表2に示したガス性状等各項目の測定方法例および監視方法を表3に示します。ただし、原料性状、プラント運転状況等から含有の可能性がない、または一定範囲にあることが明らかな成分については必ずしも測定することを要しません。

表3.

項 目	測 定 方 法 (例)	監 視 方 法
総発熱量	速応答型熱量計	連続監視
燃焼性, 比重	成分分析値からの計算値	連続監視
炭化水素, 水素, 酸素 窒素, 二酸化炭素	ガスクロマトグラフィー	連続監視
硫化水素	モノカラー硫化水素測定装置	連続監視
全硫黄	ガス事業法にもとづく	定期監視
アンモニア	ガス事業法にもとづく	定期監視
付臭剤濃度	付臭剤添加量とガス流量からの計算	連続監視
一酸化炭素	赤外線式CO分析計	連続監視
ノッキング性指標	成分分析値からの計算値	連続監視
炭化水素露点	成分分析値からの計算値	定期監視
水分	露点計	定期監視
圧力	圧力計	連続監視
温度	温度計	連続監視

(注1) 測定方法(例)については個別協議により他の方法によることがあります。

(注2) 上記項目の測定記録は当社に提出していただきます。

(注3) 上記のほか、法令の規定により測定、記録が必要な場合はその規定によるものとします。

(別表2)

ガスの受入のために必要となる設備

この要領にもとづくバイオガスの受入に際しては、原則として、バイオガス購入依頼者において以下の設備を設置していただきます。

1. 受入れのために必要となる設備

設備名	機能
フィルター	不純物の除去
成分等の測定設備	ガスの組成分析 (炭化水素, 水素, 酸素, 窒素, 二酸化炭素等)
	ガスの特殊成分分析 (硫化水素, 全硫黄, アンモニア, 一酸化炭素等)
	ガスの付臭濃度の測定
	ガスの熱量測定
	ガスの水分測定
温度計	ガス温度の測定
圧力計	ガス圧力の測定
流量計	ガスの流量の測定
緊急遮断弁	異常時・緊急時のガス遮断
流量(または圧力)制御弁	ガスの流量(または圧力)制御
テレメタリング・テレコントロール設備	遠隔監視および制御
放散設備	オフスペックガスの放散
受入導管	受入地点までのガスの輸送
電氣的絶縁・防食設備	受入導管の防食

(注 1) 設備仕様はガス事業法等関係法令, 当社標準仕様, これに定めのない事項については, 日本工業規格等によるものとし, 詳細は個別に協議させていただきます。

(注 2) 上記のほか, 法令の規定, ガス製造方法等により設備が必要となる場合は, 個別に協議させていただきます。

●当社窓口

バイオガス購入に関するお申し込み, お問い合わせは下記窓口にて承ります。

東京ガス株式会社 総合企画部
住所 東京都港区海岸1-5-20
電話 03(5400)7592 (直通)

●供給計画図の閲覧場所

当社高圧および中圧の導管の位置を明示した供給計画図の閲覧場所は以下のとおりです。

首都圏西お客さまサービス部

料金グループ	〒167-0033	杉並区清水 1-26-8
多摩お客さまサービスグループ	〒190-0012	立川市曙町 3-6-13

首都圏東お客さまサービス部

東部料金・支援グループ	〒135-0003	江東区猿江 2-4-1
千葉お客さまサービスグループ	〒261-0001	千葉市美浜区幸町 1-6-8
北部料金・支援グループ	〒170-0013	豊島区東池袋 1-46-5
埼玉お客さまサービスグループ	〒336-0021	さいたま市南区別所 7-1-1

神奈川お客さまサービス部

神奈川料金・支援グループ	〒231-8620	横浜市中区羽衣町 1-2-1
川崎お客さまサービスグループ	〒210-0023	川崎市川崎区小川町 6-1
神奈川西お客さまサービスグループ	〒251-0032	藤沢市片瀬 92

日立支社

〒317-0073 日立市幸町 1-22-2

常総支社

〒301-0004 竜ヶ崎市馴馬町字山玉台 2517

甲府支社

〒400-0024 甲府市北口 3-1-12

群馬支社

〒370-0045 高崎市東町 134-6

熊谷支社

〒360-0032 熊谷市銀座 3-71

宇都宮支社

〒321-0953 宇都宮市東宿郷 4-2-16